

下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）

～未来を担う子どもたちのために～

令和2年6月
下関市教育委員会

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。

しかし、近年社会の急激な変化に伴い、読書活動についても幼児期から本に親しむ時間や機会の減少による読書離れが指摘されています。インターネットや、パソコン、タブレット、スマートフォンの普及やそれらを活用したSNS（ソーシャルネットワークサービス）等コミュニケーションツールの多様化等に伴い、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、生活の利便性を向上させる一方で、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

子どもは、読書を通じて、読解力、想像力、思考力、表現力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解することができるようになります。このような読書で培われる力を育むためには、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深める機会を提供するとともに、子どもがいつでも本に親しむことのできる読書環境を計画的に整備することが必要です。

下関市教育委員会では、下関市における教育振興のための施策に関する「下関市教育振興基本計画」において、子どもの読書活動の推進を重要施策として位置付けており、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成20年3月に「下関市子どもの読書活動推進計画」を、平成27年3月には「下関市子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定し、子どもの読書活動の推進に関するさまざまな取組を行ってまいりました。

このたび、第二次計画期間における成果や課題を踏まえ、今後5年間の子どもの読書活動推進の指針として、「下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）」を策定いたしました。

今後も、「学びが好きな子ども」の育成と「学びの街・下関」の実現に向け、読書の好きな子どもたちが育ち、子どもたちが読書への意欲を持ち続ける環境を守るために、家庭、学校、地域、また、図書館その他関係機関等が連携・協力し、子どもたちの読書環境の整備を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました下関市子どもの読書活動推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様及び関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

令和2年6月

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

目次

第1章	下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）策定にあたって・・・・・・・・・・	1
1	計画の目的	
2	計画の位置付け	
3	計画の考え方	
4	計画の期間	
5	計画の対象	
第2章	第二次計画期間における取組とその成果と課題・・・・・・・・・・	3
1	家庭における子どもの読書活動推進の取組	
2	図書館における子どもの読書活動推進の取組	
3	学校における子どもの読書活動推進の取組	
4	その他の施設や民間団体等の子どもの読書活動推進の取組	
5	成果と課題（アンケート結果と重点施策の実施結果より）	
第3章	第三次計画の基本目標と取組の3つの柱・・・・・・・・・・	11
第4章	具体的な取組・・・・・・・・・・	12
1	本との身近な出会いを（環境の整備）	
(1)	図書館における取組	
(2)	学校における取組	
(3)	その他の施設や民間団体等の取組	
2	「知りたい」を満足させる本との出会いを（資料の充実と情報発信）	
(1)	図書館における取組	
(2)	学校における取組	
(3)	その他の施設や民間団体等の取組	
3	世界が広がる本との出会いを（人材育成とネットワークの強化）	
(1)	図書館における取組	
(2)	学校における取組	
(3)	その他の施設や民間団体等の取組	
第5章	基本目標と数値目標・・・・・・・・・・	15

【資料編】 ■策定の経過 ■下関市子どもの読書活動推進会議委員
■子どもの読書活動の推進に関する法律

第1章 下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）策定にあたって

1 計画の目的

子どもにとって、読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、厳しい社会に対応していく「生きる力」を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念では、上記の内容にかんがみ、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としています。

本市ではこの基本理念を実現するものとして、平成20年3月に「下関市子どもの読書活動推進計画」を、平成27年3月には「下関市子どもの読書活動推進計画（第二次）」（以下「第二次計画」という。）を策定してまいりました。

平成27年には国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、持続可能な世界を実現するための17の目標が定められました。読書活動を推進することは、公平で質の高い教育の普及に資するとともに、生涯学習の機会を促進する重要な取組です。

この度策定する「下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）」（以下「第三次計画」という。）では、これまでの計画及び活動を振り返るとともに、社会情勢のさまざまな変化等に伴う子どもの読書環境の変化を踏まえ、子どもの読書活動を支える新たな環境の整備を推進することを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づいて策定するものであり、「第2次下関市総合計画」及び「下関市教育振興基本計画（下関市教育大綱）」に沿った計画として位置付けます。

また、国の『第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」』及び「山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）」との整合性を図りつつ、下関市における子どもの読書活動の推進の方向性を示すものとして策定します。

3 計画の考え方

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念を実現するために欠かせないのは、子どもたちの生活や成長の過程における、切れ目のない見守りとサポートです。

下関市教育委員会では、家庭、地域、学校等、子どもが過ごす様々な場所において子どもが本と出会えるよう、さまざまな機関と協力しながら、子どもと家庭への働きかけを行うこととし、その働きかけ（取組）を具体的に示すものとし、ます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

5 計画の対象

本計画の対象となる子どもの年齢は、概ね18歳以下とします。

第2章 第二次計画期間における取組とその成果と課題

1 家庭における子どもの読書活動推進の取組

第二次計画で掲げた主な取組は次の通りです。

- ◇ブックスタート^{注1}事業を充実させます。
- ◇乳幼児向けのおはなしの会、読み聞かせや講習会等の開催を充実させます。
- ◇図書館利用案内や文庫リスト、おはなしの会の開催案内等、読書に関する情報を提供します。
- ◇家庭教育学級等で家庭での読書活動の意義や楽しさを伝えます。
- ◇幼稚園・保育園・認定こども園・子育て支援センターにおいても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者に対し広く普及します。
- ◇保護者を対象とした子どもの読書に関する講座等を実施します。
- ◇ホームページ等を活用し、保護者に対して、家庭における読み聞かせや読書の時間を持つよう習慣づけることの重要性について情報提供を行い、理解の促進を図ります。

家庭で親子が本を介してコミュニケーションを図る機会の提供を目的とし、子どもたちに絵本を手渡す「ブックスタート」を第一次計画から継続して実施しました。絵本とともに、図書館の利用案内等も配布し、子どもの本と読書に関する情報発信に努めました。

第二次計画期間中においては、1歳半健診に参加した子どもと保護者に絵本を手渡し、平成30年度はブックスタート対象者の99.8%に絵本を届けることができました。

地域で活動している文庫や、幼稚園・保育園・認定こども園・子育て支援センター等においても、子どもたちに向けた絵本の読み聞かせやおはなしの会を行っています。

公民館等を会場に行う「家庭教育学級」や「地域ふれあい活動」において、子どもの読書に関する講座を開き、保護者や地域住民等が参加しました。

下関市立図書館のホームページ上に「キッズページ」を開設し、テーマに沿った児童書の紹介を行っています。

注1 「ブックスタート」とは、赤ちゃんとその周りの人々が、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとして、絵本を開く「体験」と「絵本」をプレゼントする活動です。下関市では、1歳半健診会場で、読み聞かせを行い、絵本をお渡ししています。

2 図書館における子どもの読書活動推進の取組

第二次計画で掲げた主な取組は次の通りです。

- ◇各図書館で開催しているおはなしの会等の読書活動推進の行事を充実します。
- ◇外国語の絵本の収集・提供と外国語によるおはなしの会等を実施します。
- ◇図書館まつりを実施します。
- ◇幼稚園・保育園・認定こども園・子育て支援センター、小・中学校への団体貸出を促進します。
- ◇絵本セットや目的分野別の図書セットを整備し、希望する施設へ貸し出します。（施設へ配送します。）
- ◇小・中学校向け目的分野別の図書セットを順次整備し、貸し出します。
- ◇図書館職員が依頼に応じて学校等に出向き、おはなしや絵本の読み聞かせ、ブックトーク^{注2}を行います。
- ◇図書館職員が学校に出向き、学校図書館の運営に関する相談に応じます。
- ◇子どもの発達段階に応じた図書リストを作成します。
- ◇読み聞かせ、ブックトーク等の技術が向上するよう研修会を開催します。
- ◇読み聞かせ等のボランティア活動が広がるよう協力・支援します。
- ◇子どもの読書活動推進に関するホームページを作成します。

各図書館において、「おはなしの会」や「図書館まつり」、「ぬいぐるみのおとまり会」等、子どもと本の橋渡しとなるイベントを実施しました。

子どもの読書推進を目的とした図書購入を行い、学校や保育園等への団体貸出とその普及を図るとともに、出張読み聞かせや出前講座として、図書館職員を派遣し、図書館外においても読書推進活動を行っています。

また、毎年、子どもの読書活動推進に関わるボランティアと学校司書、公共図書館司書がともに学ぶ研修を実施し、関係者間の交流を図りました。

学校及び学校図書館への支援としては、授業で取り上げる機会が多いテーマを主に資料を充実させ、学校からの資料提供依頼に応えました。

注2 「ブックトーク」とは、特定のテーマに関する数冊の本を、一つの流れができるようなプログラムを組み立て、登場人物やあらすじ等を交えて紹介することです。

図書館への来館が難しい子どもや保護者を対象に、本に関する情報を載せたリーフレットを作成し、図書館内や学校等で配布しました。下関市立図書館のホームページにおいても「キッズページ」を開設し、季節にちなんだテーマで絵本の紹介をしています。

平成31年1月には、山口県立山口図書館との共催で、子ども読書ネットワークフォーラム「こどもと本のおまつり」を開催しました。このフォーラムの目的である「市立図書館を核とした地域の子ども読書活動のネットワークづくり」のため、下関市内で活動を行っている文庫や読み聞かせボランティア団体等、子どもの読書活動の推進に尽力されている団体を、パネル展示で広く紹介しました。このフォーラムでは、子どもたちに大人気の『かいけつゾロリ』シリーズの作者と、児童書専門店「こどもの広場」代表とのトークショーや、相手のために絵本を選んで読みあう「体験してみよう！『読みあい』ワークショップ」等のイベントも実施し、多くの子どもと保護者が本と触れ合いました。

3 学校における子どもの読書活動推進の取組

第二次計画で掲げた主な取組は次の通りです。

- ◇全小・中学校、高等学校で、朝の読書活動に取り組みます。
- ◇教職員やボランティアによる読み聞かせ、ストーリーテリング^{注3}、ブックトーク等を行います。
- ◇読書感想文・感想画コンクール等を開催します。
- ◇学校図書館では、館内のコーナー展示や図書館便りを通じて、新入荷本、おすすめの本の紹介等を行います。
- ◇コミュニティ・スクール^{注4}の仕組みを活用し、読み聞かせ人材の発掘を行えるように支援します。

朝の読書活動に取り組む学校においては、本を持参している児童・生徒が空き時間に自主的に読書を行う様子が見られます。

また、子どもたちが、自分の考えを深める読書の機会を増やすために、読書感想文や読書感想画の取組を促しています。

平成27年度に5人の学校司書を配置して、学校図書館の環境整備や読み聞かせボランティア等の地域で活躍する方々との連携が進んでいます。平成30年度から学校司書は10人となりました。

注3 「ストーリーテリング」とは、語り手が物語を覚えて、聞き手に語ることです。「語り」とも呼ばれ、「読み聞かせ」「紙芝居」等とともに、子どもと物語をつなぐ手法として用いられます。

注4 「コミュニティ・スクール」とは、学校運営協議会が設置され、教育委員会から委嘱または任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって学校運営に参画できる学校のことです。

4 その他の施設や民間団体等の子どもの読書活動推進の取組

第二次計画で掲げた主な取組は次の通りです。

- ◇公民館は、読み聞かせ団体による図書室の運営を行います。
- ◇公民館は、読み聞かせ団体による読み聞かせ、おはなしの会等の実施を支援します。
- ◇児童館では、読み聞かせ、おはなしの会等を実施し、子どもが読書に親しむ活動を推進します。
- ◇図書館等でボランティア育成・支援のための講座・研修機会の充実に努めます。
- ◇図書館、公民館等で交流や研修の場を提供し、情報提供及び運営に関する相談等による幅広い活動支援に努めます。
- ◇PTAや子育てグループ等に情報提供を行うため、図書館ホームページに図書館利用案内や図書の紹介等、インターネット等を活用した子どもの読書活動に関する積極的な情報提供を行います。

公民館では、読み聞かせ団体による読み聞かせ、おはなしの会等実施を支援しました。

児童館やふくふく子ども館でもおはなしの会を開き、児童はもちろん、乳幼児と保護者にも読書と読み聞かせの大切さを伝えました。

図書館で開くおはなしの会は、たくさんのボランティアの方々の協力を得て開催していることから、図書館主催で、子どもの読書活動推進に関する方々の交流の場を設けたり、ともに学ぶ研修会を開きました。また、その機会を利用し、司書やボランティア、保護者で情報交流を図りました。

下関市立図書館の「Facebook(フェイスブック)^{注5}」のアカウントを取得し、各図書館で開催する子ども向けイベントの案内を行いました。

平成30年度からは「下関市生涯学習まちづくり出前講座」に下関市立図書館として講座メニューを新設しました。小学校や児童クラブからの依頼を受け、司書を講師として派遣しました。

注5 「フェイスブック」とは、世界規模で利用されているSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)サイトの一つです。インターネット上のサイトに実名で登録し、自身の近況報告やイベント案内等の情報を発信したり、「友達」としてつながった相手が発信した情報を受信することができます。

5 成果と課題（アンケート結果と重点施策の実施結果より）

令和元年5月に、下関市立の幼稚園・保育園・認定こども園に通う子どもの保護者、小学4年生、中学2年生を対象に、読書に関するアンケートを実施しました。

主な設問内容は、次のとおりです。

- ・本が好きか
- ・一か月にどのくらい読むか
- ・読書をしない場合、その理由は何か
- ・学校図書館を利用しているか
- ・学校図書館を利用しない場合、その理由は何か
- ・本を読むことは自身のためになると思うか

未就学児について保護者に行ったアンケートでは、「読書」を「読み聞かせ」に置き換えて設問を作成しました。

小学4年生と中学2年生の回答では、「本が好きなお子様は増加しているが、一か月に1冊も本を読まない子どもも増加している」という結果でした。

5年前に行った同様のアンケートでは、本が「好き」「どちらかといえば好き」との回答が、小学4年生では79%、中学2年生が67%であったのに対し、今回は、小学4年生が86%、中学2年生が69%でした。

一か月に読む本の冊数については、「0冊」との回答割合が、小学4年生が3%から4%に、中学2年生では、14%から18%に増えています。

未就学児の保護者の回答では、子どもが「本が好き」「どちらかといえば好き」の割合が合わせて90%、読み聞かせをする習慣がある家庭は87%と高い割合である一方、図書館や文庫等で行われているおはなし会に参加したことがある家庭は半数以下という結果でした。

また、第二次計画で掲げた重点施策の実施結果においては、目標を達成できた項目は半数程度でした。

これらのことから、今後の施策と目標設定においては大幅な見直しが必要です。

読書についてのアンケート	
<p>下関市教育委員会は、みなさんに読書を好きになってもらえるようにいろんな活動をしています。この活動のためのアンケートにご協力ください。</p> <p>★下の質問について、あてはまる番号に○をつけてください。一つの質問につける○は一つです。</p> <p>★「その他」に○をつけた人は、()にくだしいことを書いてください。</p>	
質問1	あなたは、本(マンガをのぞく)を読むことが好きですか？ ① 好き ② どちらかといえば好き ③ どちらかといえばきらい ④ きらい
質問2	あなたは1カ月でどのくらい本を読みますか？ ① 0冊 ② 1~3冊 ③ 4~6冊 ④ 7~9冊 ⑤ 10~12冊 ⑥ 13~15冊 ⑦ 16冊以上
質問3	（質問2で、「0冊」に○をつけた人だけ答えてください。） あなたが本を読まない理由はなんですか？ ① 本を読む時間がない ② 読みたい本が思いつかない ③ 読書が好きではない ④ 本は読みたいけれど身近に本がない ⑤ その他()
質問4	あなたが本を読むときは、どこ(またはだれの)本を読みますか？ ① 自分の ② 友だちや先生の ③ 学校の ④ 下関市立図書館や移動図書館の ⑤ 公民館や地域文庫の ⑥ その他()
質問5	あなたは、学校の図書室で本をかりることがありますか？ ① よくかりる ② ときどきかりる ③ ほとんどかりない ④ かりたことがない
質問6	（質問5で「④ほとんどかりない」や「④かりたことがない」に○をつけた人だけ答えてください。） あなたが学校の図書室で本をかりない理由はなんですか？ ① 本を読む時間がない ② 読みたい本が思いつかない ③ 読書が好きではない ④ 読みたい本が図書室にない ⑤ 休み時間に図書室が開いていない ⑥ 図書室に入りづらい ⑦ その他()
質問7	本を読むことは、あなたのためになっていますか？ ① なっている ② どちらかというとなっている ③ あまりなっていない ④ なっていない

小学4年生と中学2年生に行ったアンケート

第二次計画における重点施策及び目標とその実施結果

重点施策	平成 25 年度の状況	目 標	実施結果
ブックスタートの充実について	参加率 94.7%	参加率100%を目指す	参加率 99.8% ※平成30年度実績
小・中学校図書館図書標準冊数の100%達成校増加	小学校52校中9校 (17.3%) 中学校22校中3校 (13.6%)	全小・中学校達成	小学校47校中26校 (55.3%) 中学校22校中2校 (9.1%) ※令和元年度実績
司書教諭の増員	74.3% (55/74校)	11学級以下の学校への司書教諭の配置を目指す	69.6% (48/69校) ※令和元年度実績
朝の読書の実施	89.2% (66/74校)	全小・中学校で実施	91.3% (63/69校) ※令和元年度実績
学校司書の配置	0人	2校に1人学校司書の配置を目指す	10人 ※令和元年度実績
公民館主催による読書推進活動	9講座10回	開催講座数を増やす	7講座8回 ※令和元年度実績
家庭教育学級での読み聞かせの実施	3園・校	開催園・校を増やす	3園 ※令和元年度実績
発達段階に応じた読書活動のための情報提供の充実	リストやチラシ等で新刊書やテーマに沿った図書を紹介	発達段階別図書リストの作成・配布	乳幼児、小学生、中学生、高校生向けとして作成・配布実績あり
図書館・学校等での読み聞かせボランティアのステップアップのための研修会の開催	開催なし	中央図書館等で年に3講座開催	2回 ※平成30年度実績
年齢に応じたおはなしの会等、読書推進のための行事の開催	200回	増加させる	197回 ※平成30年度実績

一方、アンケート結果からは多くの課題が見えてきました。

一か月に1冊も本を読まない小学4年生、中学2年生の回答では、その理由について「読書が好きではない」という回答の次に多い理由が、「読みたい本が思いつかない」「本は読みたいけれど身近に本がない」でした。

また、学校に通う子どもたちにとって、一番身近であるはずの学校図書館の利用についても、小学4年生では85%の児童が本の貸し出しサービスを利用していますが、中学2年生では利用する生徒が16%となっています。

「利用しない」とした中学生にその理由を聞いた設問では「本を読む時間が無い(図書室に行く時間も含め)」「読みたい本が図書室にない」といった回答が多く、読書への意欲や必要性を感じる気持ちを持ちつつも、環境が整っていないことがわかりました。

未就学児の保護者からは、図書館や地域で行われているおはなしの会等への参加をしない理由を聞いた設問では、「いつどこであるか知らない」「忙しくて行けない」「時間や日程が合わない」などの声が大半を占め、こちらにおいても、要求に即した実施がなされていないことがうかがえます。

これらのことから、「活字離れ」や「ライフスタイルの多様化」等、現代社会における状況が子どもたちにも大きく影響していることを受け止め、現代の子どもたちの生活環境に合う取組を考える必要があります。

第3章 第三次計画の基本目標と取組の3つの柱

第二次計画の課題及びアンケート結果を踏まえ、第三次計画では、2つの基本目標を定め、その目標を達成するために取組についての3つの柱を立て、子どもの読書活動を推進します。

基本目標

- ☆ 下関市に読書が好きな子どもたちが育つこと
- ★ 子どもたちが読書への意欲を持ち続ける環境を守ること

取組の3つの柱

1 本との身近な出会いを（環境の整備）

子どもが過ごす場所に必ず本があることを目指し、身近に本がある環境づくりを進めます。本を手にする機会が少ない子どもには、本との出会いとなる情報を発信します。

2 「知りたい」を満足させる本との出会いを（資料の充実と情報発信）

子どもの知的好奇心に答える本の収集と提供に努めます。子どもの「知りたい」という探求心が育つような情報発信を行います。

3 世界が広がる本との出会いを（人材育成とネットワークの強化）

子どもたちに、未知の世界への扉を開き、自らの探求への意欲が湧く本を手渡します。世界や自分の未来を考えることができる読書のための支援と情報発信を推進します。

第4章 具体的な取組

1 本との身近な出会いを（環境の整備）

（1）図書館における取組

- ① アンケート等により、子どもの読書傾向の情報を収集し、子どもたちの期待に応える図書館運営を行います。（☆☆）
- ② 子どもと保護者が来館しやすい環境整備を図ります。（☆☆）
- ③ 児童サービスに関する研修を実施し、司書の資質向上に努めます。（☆☆）
- ④ 団体貸出サービスを推進し、図書館を利用することが難しい子どもにも本を届けます。（☆）

（2）学校における取組

- ① 子どもが「行きたい」と思えるよう、学校図書館を整備します。（☆☆）
- ② 朝の読書や図書ボランティア等による読み聞かせなど、継続的な読書活動の実施に努め、読書が好きな子どもの育成を目指します。（☆☆）
- ③ 子どもの自主性を尊重した選書の機会を設け、子どもの読書意欲が向上するよう努めます。（☆☆）
- ④ 学校司書の確保と資質向上に努め、読み聞かせ等、子どもと本との出会いの時間を設けるよう努めます。（☆☆）

（3）その他の施設や民間団体等の取組

- ① 公民館など、地域における読書環境を提供します。（★）
- ② 公民館において、子どもの読書活動推進につながる行事等の開催場所を提供します。（★）
- ③ 地域文庫や家庭文庫等、子どもの読書活動推進のために活動する団体とその活動を支援し、子どもが本と出会うための環境を守ります。（★）

2 「知りたい」を満足させる本との出会いを（資料の充実と情報発信）

（1）図書館における取組

- ① 子どもの知的好奇心や探求心に応え、子どもの心の栄養となる本の選書・収集に努めます。（☆★）
- ② 子どもの成長やそれぞれの読書スタイルに応じた資料提供を行います。（☆）
- ③ 子どもの知的好奇心を触発するイベントや展示、情報発信を行い、それに関する資料情報を提供することで、子どもの自らの探求を促進します。（☆★）
- ④ 子どもが自ら情報を収集し、活用する力が育つよう、調べ学習の手助けとなる子ども向けのパスファインダー^{注6}を作成し、広く提供します。（★）

（2）学校における取組

- ① 学校図書館図書標準冊数を意識した学校図書館整備を行い、学習に必要な本が備えられるよう努めます。（☆★）
- ② 授業をはじめとするさまざまな学校活動において学校図書館を活用し、子どもたちに親しみのある学校図書館運営を目指します。（☆★）
- ③ 学習はもちろん、自主的な研究、自主的な読書のきっかけとなる学校図書館図書展示を行います。（☆★）
- ④ 自らの力で探求を進めるための情報リテラシー^{注7}教育を行います。（☆★）

（3）その他の施設や民間団体等の取組

- ① 公民館などで行うイベントや地域の行事等において、子どもの読書活動推進につながるよう、情報提供を行います。（☆）
- ② 子どもの探求心が育つ事業実施に努め、子どもの読書活動推進に関わる人や団体への情報発信を行います。（☆）

注6 「パスファインダー」とは、特定のテーマに関する資料や情報をリスト化したり、調べるための手段を紹介したものです。

注7 「情報リテラシー」とは、さまざまな情報の中から必要な情報を集め、評価し、活用する能力です。情報の取扱いに関する注意等の知識を持つこともこれに含まれます。

3 世界が広がる本との出会いを（人材育成とネットワークの強化）

（1）図書館における取組

- ① 新しい本との出会いとなるおはなし会の開催を継続します。より多くの子どもと保護者が参加できるよう、ボランティアと協力して進めます。
（☆☆）
- ② 学校等からの依頼による読み聞かせやブックトークに、司書を派遣します。（☆☆）
- ③ ボランティアや学校司書、図書館職員等が語り合う場を設け、子どもたちに本を手渡す活動を担う人材の育成に努めます。（☆☆）
- ④ 子どもの読書推進に関わる人々の交流を推進し、子どもの読書活動推進ネットワークの強化を図ります。（☆☆）

（2）学校における取組

- ① 子どもの読書意欲が高まるイベント等に取り組んでいきます。（☆☆）
- ② 第三次計画を下関市立の小学校、中学校、高校に周知し、下関市全体の取組を促進します。（☆☆）
- ③ 学校図書館担当、図書ボランティア、学校司書がともに研修を行い、子どもたちの実態把握と成長過程に応じたさらなる子どもたちへの読書支援に努めます。（☆☆）

（3）その他の施設や民間団体等の取組

- ① 公民館などで行うイベントや地域の行事等において、子どもの読書活動推進につながるよう、情報提供を行います。（☆）
- ② 子どもの探求心が育つ事業実施に努め、子どもの読書活動推進に関わる人や団体への情報発信を行います。（☆）
- ③ 第三次計画を下関市立の公民館をはじめとする社会教育施設において周知を図り、下関市全体の取組を促進します。（☆）

第5章 基本目標と数値目標

それぞれの具体的な取組が第三次計画の目的達成の役割を果たしているかを検証するための目安として、基本目標に関する項目を定め、目標数値を設定します。

目標数値

項 目	目標数値		(2019年度現在)
アンケートにより、「本が好き」 「どちらかといえば好き」と答えた 子どもの割合	未就学児	100%	90%
	小学4年生	95%	86%
	中学2年生	80%	69%
一か月に1冊以上本を読む子どもの 割合	小学4年生	100%	96%
	中学2年生	90%	82%
家庭で読み聞かせをする家庭の割合	未就学児	90%	87%

資料編

■ 策定の経過

- 令和元年 5月 下関市立幼稚園、保育園、こども園の年長児の保護者、下関市立小学校の4年生、
下関市立中学校の2年生を対象に、「読書についてのアンケート」を実施。
- 令和元年 9月 「第1回下関市子どもの読書活動推進会議」を開催し、計画案について意見聴取。
- 令和元年11月 「第2回下関市子どもの読書活動推進会議」を開催し、計画の修正案について意見聴取。
- 令和2年 2月 「第3回下関市子どもの読書活動推進会議」を開催し、計画の修正案について意見聴取。
- 令和2年 2月 「下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）（案）」のパブリックコメントの実施。（期間 令和2年2月27日～令和2年3月27日）
- 令和2年 4月 「下関市子どもの読書活動推進会議」において、計画の最終案について確認。
- 令和2年 5月 下関市教育委員会定例会にて議決。
- 令和2年 6月 「下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）」策定・公表。

■ 下関市子どもの読書活動推進会議委員

氏 名	所 属 等
会 長 太田 智	下関市立長府中学校 司書教諭
副会長 永島 昭雄	元小学校長、元彦島図書館長
委 員 黒瀬 圭子	あおやま文庫代表
委 員 貴志 紀代子	くろい文庫代表
委 員 岡藤 秀子	清末保育園長
委 員 西岡 裕子	下関市立勝山小学校 司書教諭

■ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財

政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）

～未来を担う子どもたちのために～

策定／令和2年（2020年）6月

発行／下関市教育委員会

編集／下関市教育委員会 中央図書館

山口県下関市細江町三丁目 1-1 下関市生涯学習プラザ5階